

「滋賀県配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画（原案）」に対して
提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和6年12月17日（火）～令和7年1月16日（木）までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、「滋賀県配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画（原案）」についての意見・情報の募集を行い、また、市町に意見照会を行った結果、県民および団体・市町から合計36件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項 目	県民	団体等	市町
第2章 滋賀県のDVをめぐる現状と課題	3件		
第4章 具体的施策の推進			
2 主な取組			
施策の柱1：DVの未然防止と早期発見	9件		
施策の柱2：相談体制の強化	3件	3件	
施策の柱3：被害者の安全確保および保護体制の充実	1件	1件	
施策の柱4：被害者の生活の安定に向けた切れ目のない支援	3件	1件	
施策の柱5：子どもの安全・安心を確保する支援	1件	1件	
施策の柱6：関係機関・団体等への支援と連携	1件		3件
第5章 計画の推進に向けて			2件
全般	3件	1件	
計	24件	7件	5件

合計36件

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
第2章 滋賀県のDVをめぐる現状と課題			
1	15	DVおよびデートDV防止啓発授業等の実施に学校差と課題があるのに、対策がない。「被害者にならない」とは自己責任化に読めるため加害者のみでよい。	DVおよびデートDV防止啓発に関する授業等の実施状況に差があることを受け、DV未然防止のための啓発資材の周知に努めるとともに、教員に対しDVに関する理解を深める研修を実施することで、各学校における取組を促進してまいります。（＜P19・23行目、P19・36行目＞に記載） なお、加害・被害の立場によらず、DV行為をDVであると正しく認識することにより、未然防止に繋げるといった観点で「被害者にもならない」と記載していることから、原案のとおりとします。
2	15	DVを許さない社会の実現のためには教育や啓発の機会を促進することが必要であるとしながらも、県内の中学校および高校では「DVおよびデートDV防止啓発に関する授業等の実施状況」に差があるとしている。にもかかわらず、計画ではこれからも学校任せにしている。すべての中高生が受けられるよう「授業の実施」を必修にするよう計画に入れるべき。	DV関係部局と教育部局が連携して学校の授業等に活用しやすいリーフレットや配信動画などの啓発資材を作成し、学習指導要領に基づき、各学校の実情に応じて授業を実施することとしており、原案のとおりとします。
3	16	「DV被害者が安心して養育費を請求できる環境」ではなく、「DV被害者が養育費を安心して請求できる環境」ではないか。	DV被害者がその環境の中で安心感を持って養育費を請求できることを強調するため、原案のとおりとします。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
第4章 具体的施策の推進（施策の柱1：DVの未然防止と早期発見）			
4	19	<p>加害者へのアプローチは大事な視点であるが、「加害者に罪の意識が薄い」のはなぜかを考えると、広報啓発などを通しての働きかけという表現が表面的に感じる。</p>	<p>施策の柱1においては、広く県民に対しDVが人権侵害であることを認識いただくため、広報啓発等の取組を記載しています。また、加害者への再発防止に向けた具体的な取組については、施策の柱2に記載しています。</p> <p>なお、いただいた意見を踏まえ、＜P 19・16行目＞を以下のとおり修正しました。</p> <p>【修正前】「自分の行為がDVなのかもしれない」と気づけるよう、広報啓発や様々な機会を通して働きかけます。</p> <p>【修正後】「自分の行為がDVなのかもしれない」と気づけるよう、<u>広報・啓発や様々な機会を通じて理解促進を図ります。</u></p>
5	19	<p>DVが同性間でも起こると認識しながら、学校教育でコンセプションケアが出てくることに違和感がある。LGBTQの子どもたちに配慮している？</p> <p>DV教育ならばまずはジェンダー平等教育や包括的性教育をするほうが先決である。DVは加害者被害者間での力関係が前提となっているのだから、社会的にジェンダー不平等の事実気づき、個々の人権が大切にされる教育が重要である。</p>	<p>プレコンセプションケアには、性の多様性の理解も含まれていることから、LGBTQの子どもたちへも配慮した取組であると考えます。</p> <p>なお、いただいた意見を踏まえ、＜P 19・27行目＞に以下のとおり追記しました。</p> <p>○ 学校等において、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を身に付けることを目指し、「生命を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための「生命（いのち）の安全教育」に取り組めます。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
6	19	<p>プレコンセプションケアは妊娠・出産を選択するという人において有効であるが、すべての人がそれを選択すると強制するべきものではない。まずは、人権の観点で性の知識やスキル、態度を養う包括的性教育の導入をするべきであるし、そういう文章を入れるべき。</p>	<p>プレコンセプションケアは、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に着け、健康管理を行うように促す取組であり、妊娠・出産の希望の有無にかかわらずすべての人に有効であると考えています。</p> <p>なお、いただいた意見を踏まえ、＜P 19・27行目＞に以下のとおり追記しました。</p> <p>○ 学校等において、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を身に付けることを目指し、「生命を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための「生命（いのち）の安全教育」に取り組みます。</p>
7	19	<p>学校等において…プレコンセプションケアに関する教育、啓発に取り組みます。」とあるが、プレコンセプションケア教育の大前提として、ジェンダー平等の教育や包括的性教育をすべての子どもや青年に、系統的・科学的になされることが大切ではないか。ユネスコ等が提唱している「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」（8つのキーコンセプトを4つの年齢グループにわけて実践する）に沿った包括的性教育を公教育において導入することを計画に入れるべき。</p>	<p>いただいた意見を踏まえ、＜P 19・27行目＞に以下のとおり追記しました。</p> <p>○ 学校等において、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を身に付けることを目指し、「生命を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための「生命（いのち）の安全教育」に取り組みます。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
8	-	DVの未然防止の根本的な対策は教育。プレコンセプションケアよりも優先されるべきは国連ユネスコが提唱する「包括的性教育」を学校教育の中で位置づけること。国際セクシャリティ教育ガイダンスは、科学的な根拠・人権・ジェンダーの視点を基盤にプログラムされた教育内容。全ての子ども・若者が受けられるよう学校教育に位置付ける計画と数値目標の明確化。学校教育現場での数値目標を盛り込む。	<p>いただいた意見を踏まえ、＜P19・27行目＞に以下のとおり追記しました。</p> <p>○ 学校等において、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を身に付けることを目指し、「生命を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための「生命（いのち）の安全教育」に取り組みます。</p>
9	-	DVや性暴力などの被害者・加害者にならないために、若年層（子どもたち）に対してSRHR（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：性と生殖に関する健康と権利）の観点での教育の機会を増やすよう計画をつくってほしいです。	<p>いただいた意見を踏まえ、＜P19・27行目＞に以下のとおり追記しました。</p> <p>○ 学校等において、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を身に付けることを目指し、「生命を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための「生命（いのち）の安全教育」に取り組みます。</p>
10	19	社会で構築されたジェンダー不平等という視点が抜けている。家庭や親密領域（私的領域）でおこる暴力が個人間の問題として読めるため修文すべき。	本計画はジェンダー平等の理念を共有するものであり、いずれの施策においてもジェンダー平等の視点に立って取り組んでいることから、原案のとおりとします。
11	-	全体として、SDGsなどとの関連としてのDV防止、被害者支援計画としているが、本文の中でジェンダーという言葉が使用されておらず整合性に疑問を持った。	
12	20 ～ 22	連携は重要。LINEやチャット相談はアクセスし易く有効である	関係団体との連携に取り組むとともに、LINE相談に取り組んでいるところです。いただいた意見は、今後の参考とさせていただきます。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
第4章 具体的施策の推進（施策の柱2：相談体制の強化）			
13	22	相談員の雇用形態は非正規職員が多いと聞いている。多様で複雑化した相談内容に適切な対応を継続する上で正規雇用した職員を配置し専門性を発揮できる体制づくりが重要。	雇用形態にかかわらず、相談員の質の向上について取り組んでいるところです。いただいた意見は、今後の参考とさせていただきます。
14	-	<p>相談センターやサポートセンターは専門的な知識が必要とされるため、各自治体でも、できるかぎり正規職員として位置付けられるよう県として推進してほしいです。</p> <p>また、相談窓口の周知徹底もお願いします。</p>	<p>雇用形態にかかわらず、相談員の質の向上について取り組んでいるところです。いただいた意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>相談窓口の周知徹底については、いただいた意見を踏まえ、＜P20・21行目＞に以下のとおり追記しました。</p> <p>○ 被害者が、DV相談窓口に関する情報を入手できるよう、有効な啓発資材を作成し、企業・団体の協力を得て、相談窓口の周知を図ります。</p>
15	23	外国人への相談環境の整備は、言語的な体制整備のみでは十分ではありません。文化、宗教や在留資格の期限などを考慮した支援が必要です。	<p>いただいた意見を踏まえ、＜P23・2行目＞を以下のとおり修正しました。</p> <p>【修正前】外国人である被害者からの相談に対し、的確で正確な通訳対応ができるよう、通訳者を派遣したり、外国人相談窓口を設置するなど、関係団体と連携し、外国人被害者の相談体制の充実を図ります。</p> <p>【修正後】外国人からの相談に対し、関係団体と連携し、<u>的確で正確な対応のための通訳者派遣や、文化、習慣等に配慮した相談体制の充実</u>を図ります。</p>
16	23	外国人相談員のDV理解の促進のための研修も必要ではありますが、配暴センターや市町をはじめとする関係スタッフが適切に外国人に対応できる知識や態度等の習得も大切かと考えます。ついては、それらの研修についても追記を希望します。	相談員の質の向上に関する取組についてはP24に記載しています。研修においては、外国人被害者をはじめ多様なケースに対応できるカリキュラムを作成しているため、原案のとおりとします。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
17	-	加害の背景には、「鬱からの攻撃性が高い人」や「自分の考えを言葉で伝えにくい、また相手の気持ちを理解しにくい」という発達特性もあると考えられます。これを文章にして入れるのは難しいかと思いますが、相談員はその視点を持つての加害者支援が必要ではないでしょうか。	相談員の質の向上に関する取組についてはP24に記載していますが、研修等の実施にあたって、いただいた意見を参考にしてまいります。
18	23	思いがけない妊娠～性暴力などのさまざまな理由により精神的な悩みや不安を当事者が抱えるという観点はいいと思うが、妊娠・出産だけでなく中絶という選択もあるはず。支援の対象に入れるべきだ。	妊娠・出産に関する相談支援事業においては、中絶に関する相談も対象としているため、原案のとおりとします。
第4章 具体的施策の推進（施策の柱3：被害者の安全確保および保護体制の充実）			
19	26	一時保護所の生活についてのアンケートは退所時だけでなく、権利擁護の観点から入居時にする必要があるのでは。	入所時には、一人ひとりのニーズに配慮した支援ができるよう、聴き取りを実施していることから、原案のとおりとします。
20	26	外国人被害者が一時保護中に安心した生活を送るには、外国語による説明書の作成のみでは十分ではないと考えます。特にイスラム教など宗教的配慮が必要な被害者の場合は、食事やお祈りの空間の確保、衣服（スカーフ等）等文化や宗教に適した生活環境の整備や施設スタッフのこれらへの理解や配慮の方法に対する知識の習得などが必要となります。	<p>いただいた意見を踏まえ、＜P26・18行目＞に以下のとおり追記しました。</p> <p>【修正前】外国人である被害者の一時保護に対応できるよう、外国語による説明書を作成し、保護中に安心した生活ができるよう対応します。</p> <p>【修正後】外国人である被害者が一時保護中に安心した生活ができるよう、外国語による説明書を作成するとともに、<u>文化、習慣、宗教等に配慮して対応します。</u></p>
第4章 具体的施策の推進（施策の柱4：被害者の生活の安定に向けた切れ目のない支援）			
21	-	新しい生活、就労、などの前に「発達検査」を受けて、手帳を取得できる人もたくさんおられるため、「発達障害者センター」との関りは重要です。	<p>いただいた意見を踏まえ、＜P29・10行目＞に以下のとおり追記しました。</p> <p>○ 発達障害のある人への就労に向けた支援にあたっては、働き・暮らし応援センターや発達障害者支援センターなどの関係機関と連携を図ります。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
22	16	県の調査で養育費の取り決めができなかった理由が「相手のDVが原因」。明石市のように養育費支払いの手続きが完了するまで行政が立替する制度の構築。調停交渉や専門家等へ速やかに相談できる連携体制の具体化。	滋賀県では養育費の確保に向けた取組を進めていく方針ですが、いただいた意見については、国や他府県の動向を踏まえて、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
23	29	養育費を受け取れない場合、行政が立替える体制が必要。	
24	29	「離婚後のひとり親が子どもを養育するために必要な費用を確保」について、加害者である元パートナーと理性的な取り決めをするなどを前提としているが、養育費の立替制度などをするなど被害者支援を明確にするべき。	
第4章 具体的施策の推進（施策の柱5：子どもの安全・安心を確保する支援）			
25	32	DV被害者の心の傷は長く当事者に影響するので母子ともに心理的ケアや一時保護施設対処後の支援は息の長い取り組みが必要である。DV被害にあった母子心理教育プログラムが有効（関西ではびーらぶ京都が実施）	母子に対する心理的ケアについては、それぞれ＜P26・7行目、P28・10行目、P32・3行目＞において記載のとおり、心理療法担当職員等により実施しています。 いただいた意見は、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。
26	32	「幼稚園」と「保育所等」が記載されていますが、内閣府管轄の幼保一体化施設である「認定こども園」が記載されていません。この項目のどこかに「認定こども園」の記載も必要だと考えます。	いただいた意見を踏まえ、＜P32・11行目＞を以下のとおり修正しました。 【修正前】被害者の子どもが保育所等に入所する際に、 【修正後】被害者の子どもが保育所、 <u>認定こども園</u> に入所する際に、
第4章 具体的施策の推進（施策の柱6：関係機関・団体等への支援と連携）			
27	-	協議会の設置にあたり、市町への情報提供や助言等を行いますとあるが、関係機関や関係団体を協議会メンバーにできるよう県警やハローワークなど複数の市町を包括している機関へ働きかけをお願いしたい。	いただいた意見を踏まえ、滋賀県DV防止対策・困難女性支援調整会議の機会をとらえ、市町協議会に参加する機関へ協力をお願いします。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
28	-	協議会是对面だけでなくWebなどでも開催できるよう設備への補助をお願いしたい。	協議会の設置は努力義務ではありませんが、DV被害者への支援を効果的に実施するために、県として設置を進めていきたいと考えています。
29	-	協議会は法定の義務ではないので、県が押し進めるのであれば、協議会の開催にあたり補助金等考えてもらいたい。	現在、協議会についての補助はありませんが、国の基本方針において、協議会は要対協等既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについて検討することが望ましいと記載されていることも踏まえ、設置の検討をいただきたいと考えます。
30	-	民生委員活動に当たり、行政機関との連携や情報共有が極めて重要と認識しているが、一方で行政機関からは「個人情報保護に過度に敏感な考え方や守秘義務を理由に民生委員や児童委員の活動のベースともなる要援護者の情報が適切に提供されない」のも現状。関係機関との連携が進むことを期待する。	適切な情報提供について、滋賀県DV防止対策・困難女性支援調整会議等において協力を求めるなど、関係機関との連携強化を努めてまいります。
第5章 計画の推進に向けて			
31	36	「～それぞれの役割が十分に果たされるよう情報提供等必要な支援を行います。」とありますが、情報提供以外にも必要な支援を具体的にあげていただけるとよいです。	情報提供以外にも、DV支援に関する情報収集やデータ分析、団体向け講座の開催等を想定していることから、情報提供等と表現させていただいておりますが、情報提供が主となるため、原案のとおりとします。
32	36	「市町に対しては、情報の共有や連携、助言を通じて、DV施策が円滑に実施できるよう支援します。」とありますが、女性センターの相談や一時保護利用に関しての情報が極端に不足しており、相談時の対応に苦慮しています。相談や一時保護についてのマニュアルや市町への情報提供をお願いします。	いただいた意見を踏まえ、施策等の実施にあたって、県と市町が共通認識を持つためのマニュアルを更新するなどし、更なる連携に努めてまいります。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
全般			
33	-	基本計画に意見です。人権講習を開催しました。デートDVについての寸劇と講話でした。高校生の反応は良く、このような取組が滋賀県の中学・高校でもされたら良いと感じました。	<p>P19に記載のとおり、滋賀県では地域や学校、家庭等において、DV防止、人権尊重、男女共同参画の理解を深めるための教育・学習が実施されるよう、啓発を行っているところです。</p> <p>いただいた意見は、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。</p>
34	-	<p>DVは「パワーでコントロールされること」「相手の力によってそのコントロール下に置かれてしまっていること」です。なので、被害を受けながら「暴力を振るわれたわけではないので… DVとまでは…」</p> <p>「恋人なら当然」「夫婦はそういうもの」と言った、DV被害の自覚がない人がたくさんいます。そうすると、未然防止には「DVの正しい理解（暴力の種類ではなく）」が必要ではないかということで、どこかのページに「コントロール」のワードを入れていただければと思います。</p>	<p>本計画における「DV」の範囲については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条に準拠した整理をしていることから、原案のとおりとします。</p> <p>なお、いただいたご意見は重要な視点であり、DVに関する正しい理解を促進するために、今後の取組のなかで周知してまいります。</p>
35	-	滋賀県にしろ大津市にしろ警察にしろ通報なり苦情なりあってもたらい回しにして自分の仕事として受け止めないのが1番の問題。幾らアンケートとっても内部の公務員仕事を改善しない限り何かにつけて良くならない。動きが遅すぎる	<p>いただいた意見は、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。</p>
36	-	もし、配偶者からDVを受けて相談する所は警察しかないと思っていました。相談機関は沢山ある事をもっと知る事ができるようにしてほしいし、相談する事によって危険なめにあわないように徹底してほしい。子ども達には学校で教育してほしい。被害者のみならずその家族の安全も確保してほしい。	<p>いただいた意見を踏まえ、＜P20・21行目＞に以下のとおり追記しました。</p> <p>○ 被害者が、DV相談窓口に関する情報を入手できるように、有効な啓発資材を作成し、企業・団体の協力を得て、相談窓口の周知を図ります。</p> <p>なお、DV被害者のみならずその家族の安全確保も必要な場合には、関係機関と連携して対応してまいります。</p>